

第 8 回 庄内南部地区合併協議会

期 日：平成 1 5 年 8 月 2 5 日（月）

会 場：鶴 岡 市 中 央 公 民 館

次 第

1 開 会

2 会 長 あいさつ

3 委 嘱 状 の 交 付

4 議 事

(1) 報 告 事 項

報告第 1 3 号 副会長の選任について

(2) 議会議員定数等検討小委員会へ見解を伺うことについて

(3) 合併の基本 4 項目の取扱いについて

ア 合併の方式

イ 合併の期日

ウ 新市の名称

エ 新市の事務所の位置

(4) 合併協議会の取組について

(5) 協 議 事 項

議案第 1 2 号 平成 1 5 年度庄内南部地区合併協議会補正予算（第 1 号）
について

(6) 新委員の専門小委員会所属の指名について

5 そ の 他

6 閉 会

資 料 一 覧

1	第 8 回庄内南部地区合併協議会委員出席者名簿	2
2	報告第 1 3 号資料	
	・ 副会長の選任について	3
3	議会議員定数等検討小委員会へ見解を伺うことについて	5
4	合併の基本 4 項目の取扱いについて	8
5	合併協議会の取組について	9
6	議案第 1 2 号資料	
	・ 平成 1 5 年度庄内南部地区合併協議会補正予算（第 1 号）について	1 2
7	専門小委員会名簿	1 3

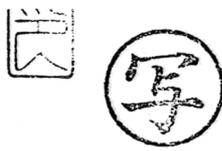
第 8 回庄内南部地区合併協議会委員等出席者名簿

(敬称略)

市町村名	区 分	氏 名	備 考
鶴 岡 市	市 長	富 塚 陽 一	会 長
	議 長	榎 本 政 規	副 会 長
	議 員	斎 藤 助 夫	
	議 員	本 城 昭 一	
	助 役	芳 賀 肇	
	識見を有する者	大 瀧 常 雄	
	識見を有する者	竹 内 峰 子	
藤 島 町	識見を有する者	菅 原 一 浩	
	町 長	阿 部 昇 司	
	議 長	齋 藤 久	
	議 員	押 井 喜 一	
	識見を有する者	富 樫 達 喜	
羽 黒 町	識見を有する者	伊 藤 忠	
	町 長	中 村 博 信	代理 成沢 一彦
	議 長	山 口 猛	
	議 員	富 樫 栄 一	
	識見を有する者	呼 野 祝 二	
櫛 引 町	識見を有する者	高 橋 澤	
	町 長	難 波 玉 記	
	議 長	菅 原 元	
	議 員	遠 藤 純 夫	
	識見を有する者	長 南 源 一	
三 川 町	識見を有する者	前 田 藤 吉	
	町 長	阿 部 誠	
	議 長	大 滝 助太郎	副 会 長
	議 員	須 藤 栄 弘	
	識見を有する者	鈴 木 多右エ門	
朝 日 村	識見を有する者	鈴 木 正 士	
	村 長	佐 藤 征 勝	
	議 長	進 藤 篤	
	議 員	井 上 時 夫	
	識見を有する者	田 村 作 美	
温 海 町	識見を有する者	渡 部 長 和	
	町 長	佐 藤 正 明	
	議 長	佐 藤 甚一郎	
	議 員	富 樫 栄 一	
	識見を有する者	齋 藤 金 一	
温 海 町	識見を有する者	佐 藤 喜久子	

副会長の選任について

区 分	再 任
副 会 長	三川町議会議長 大 滝 助太郎



平成 1 5 年 8 月 2 1 日

議会議員定数等検討小委員会委員長

榎 本 政 規 様

庄内南部地区合併協議会会長
鶴岡市長 富 塚 陽



貴会のご見解について

本協議会における協議を円滑に進めるため、特に下記の事項に関する貴会のご見解を伺いたく、何とぞ小職あてにご回報下さいますようお願いいたします。

この場合、回報を戴く期限は、各市町村における今年度12月定例議会の開会前までにとして下さるようお願いいたします。

なお、貴会のご見解を伺う主旨、その他関連事項に関する小職の考え方を別紙の通り纏め、参考に供することになりましたので申し添えます。

記

合併後の新議会の議員定数及び任期について

議会議員定数等検討小委員会に所見を伺う主旨などについて・協議会会長の考え方

一 会長名で特にご見解を伺う理由

本協議会は、構成市町村議会の議決を得、この構成市町村が一市に合併することについて各般の問題を協議し、合併の方式、合併の時期、新市の名称のほか新市の構想などの案を具体的に作成するため設置されたものであります。協議会では、かなり多彩な課題を専門的な観点から検討する必要があるので、部門別に専門小委員会を設け、専門の立場から各々自発的、自主的に検討をして戴いております。

貴小委員会におかれても所要の課題について諸々ご論議を戴きたいのでありますが、中でも、発足時における新市の議会議員定数と任期について、ぜひ貴小委員会としてのご見解を伺いたいと存じます。

貴小委員会の委員各位は、各議会から選出された議会の専門の方々であり、そのご見解は、当然、最大限尊重いたす所存であります。つきましては、貴小委員会としてのご見解を文書によってお示し賜りたく、本書面を以って要請いたしましたので、宜しくご理解の上ご協力下さいますようお願いいたします。

二 新市の議員選出の方法について

新市における議員定数、任期等については、法令の定め通り複数の方法があり得ますので、十分慎重にご審議を下さるものと期待いたします。この場合、この度の合併措置が、とくに社会・経済・財政事情の逼迫に伴うものであることに鑑み、お示し戴くご見解は、そうした点から、広く住民の皆さんに十分な理解が得

られる内容のものになるよう、宜しくご高配を賜わりたくお願いいたします。

三 合併の方式について

合併の方式について、私は「新設方式」によることが適切だと考えております。

従って、合併のための対応策は、まず法令に定める「新設」の場合の規定に基づいて具体的に協議し、決定することになります。

また、法令に定めがない要協議課題のうち、各市町村間で相違する施策等の調整につきましては、それぞれ内容を十分に吟味し、新市の住民にとって総合的に望ましい内容のものに纏めるのが適切であります。従って、これらの調整作業に際しては、例えばよく聞く「新設＝対等・平等」とか「編入＝吸収」などという考え方にとらわれることなく、時には○町・村、時には鶴岡市の措置を採択、或いは新たな措置を創設するなど、客観的に適確な調整結果が得られるよう努力すべきものと考えております。

合併の基本 4 項目の取扱いについて

1 合併の方式

合併の方式については、議会議員定数等検討小委員会で審議する議会の議員の定数及び任期と密接な関連があるので、これと合わせて、平成 15 年 12 月市町村議会定例会前の合併協議会において決定する。

(なお、合併方式について、新設方式が適切であるという会長見解が示されている。)

2 合併の期日

平成 17 年 3 月 31 日までに合併することとする。

3 新市の名称

新市の名称については、平成 15 年 12 月市町村議会定例会前の合併協議会において決定する。

4 新市の事務所の位置

新市の事務所の位置は、鶴岡市馬場町 9 番 25 号 (鶴岡市役所の位置) とする。

合併協議会の取組について

平成15年8月25日

1 協議会の組織、運営について

(1) 合併協議会（平成14年10月10日設置）

平成14年度は、合併制度の研修や市町村政の報告を中心に進めてきた。

平成15年度以降合併前まで、合併全般にわたって継続的に協議を行う。

(2) 運営小委員会（平成14年12月3日設置）

協議会の運営に関し、随時協議を行う。

(3) 議会議員定数等検討小委員会（平成15年3月27日設置）

議会議員の定数及び任期について、平成15年12月市町村議会定例会前の協議会までに集中的な調査・審議を行う。

(4) 専門小委員会（平成15年3月27日設置）

三つの小委員会で、それぞれの所管事項に関して、合併前までに継続的に調査・審議を行う。

2 合併の基本4項目について

(1) 合併の方式及び新市の名称

平成15年12月市町村議会定例会前の協議会において協議、決定する。

(2) 合併の期日及び新市の事務所の位置

本日の協議会で取扱いを確認する。

3 議会議員の定数及び任期について

(1) 議会議員定数等検討小委員会での審議

協議会会長からの依頼に基づいて、小委員会としての見解を協議会に報告する。

(2) 協議会での決定

議会議員定数等検討小委員会の報告を受けて、平成15年12月市町村議会定例会前の協議会で決定する。

4 市町村間の相違点の調整について

(1) 事務レベルでの相違点の整理

平成14年度から事務レベルで行政現況調査を実施しており、現在最終的な段階として市町村間の相違点の整理作業を行っている。

(2) 専門小委員会での協議

事務レベルでの整理を終えた事項について、合併まで調整が必要な項目、経過措置とする項目の選定及び相違点の調整案について協議する。

(3) 協議会での協議、決定

専門小委員会での協議をもとに、平成15年度中に協議会として、上記の合併まで調整が必要な項目、経過措置とする項目の選定及び相違点の調整案について決定する。

5 新市建設計画について

(1) 専門小委員会での現状の把握、課題の整理及び施策の検討

6月7日の「庄内南部地区の現状」に引き続くものとして、本日「分野ごとの課題」について協議する。

それを基に、年内を目途に所管分野に係る施策の方向等について検討、協議する。

(2) 協議会での協議及び新市建設計画案の決定

専門小委員会での協議を受けて、新市建設の基本方針、財政計画等と合わせて全体的な協議、とりまとめを行い、平成15年度末までに新市建設計画案を作成する。

6 業務執行体制、行政サービス提供システムについて

(1) 基本的な考え方

業務執行体制及び行政サービス提供システムの具体的な計画は、行政事務部局に作成を委ねるが、その基本となる考え方等、特に住民の利便性、サービス内容等との関わりでの留意すべき事項を中心に、協議会において協議する。

(2) 試案の協議

なお、行政事務部局が作成する業務執行体制及び行政サービス提供システムの具体的な計画の試案について、当然、協議会としての検討、協議を行う。

7 合併協定について

(1) 協議会での協定項目・協定内容の協議・決定

以上の事項について整理を進めて、協定項目とする事項及び協定内容について協議、決定する。

8 住民への広報について

(1) 広報誌（協議会だより）の発行

平成14年度は11月に第1号を発行した。平成15年度は、7月に第2号を発行し、9月には第3号の発行を予定している。今後も協議の進展に合わせて適時に発行していく。

(2) ホームページによる情報提供

平成14年10月の第1回協議会から継続して、協議会の会議資料及び議事録を掲載してきている。今後、協議の進捗がより早まると考えられ、即時性を活かして迅速に情報を提供していく。

議案第 1 2 号

平成 1 5 年度庄内南部地区合併協議会補正予算（第 1 号）

歳 入

（単位：千円）

科 目	補正前の額	補正額	計	補 正 の 内 訳
負 担 金	27,324	-	27,324	
県 交 付 金	5,000	-	5,000	
繰 越 金	1	3,150	3,151	繰越金
雑 収 入	1	-	1	
合 計	32,326	3,150	35,476	

歳 出

（単位：千円）

科 目	補正前の額	補正額	計	補 正 の 内 訳
報 酬	3,346	-	3,346	
共 済 費	504	-	504	
賃 金	4,000	-	4,000	
報 償 費	2,300	-	2,300	
旅 費	4,419	-	4,419	
需 用 費	9,997	-	9,997	
役 務 費	288	-	288	
委 託 料	3,790	3,150	6,940	電算システム統合調査委託費
使用料及び 賃 借 料	3,182	-	3,182	
備品購入費	500	-	500	
合 計	32,326	3,150	35,476	

庄内南部地区合併協議会専門小委員会名簿

第一小委員会 総務部会・商工部会・観光部会・まちづくり部会

鶴岡市	齋藤助夫		議 会
藤島町	齋藤久	新任	
羽黒町	富樫栄一	新任	
三川町	大滝助太郎	再任	
朝日村	進藤篤		
鶴岡市	菅原一浩		有識者
藤島町	伊藤忠		
櫛引町	前田藤吉		
三川町	鈴木多右エ門		
温海町	齋藤金一		

第二小委員会 住民生活部会・健康福祉部会・教育部会

鶴岡市	本城昭一		議 会
藤島町	押井喜一	再任	
櫛引町	遠藤純夫		
三川町	須藤栄弘	再任	
温海町	佐藤甚一郎		
鶴岡市	竹内峰子		有識者
羽黒町	高橋澤		
櫛引町	長南源一		
朝日村	田村作美		
温海町	佐藤喜久子		

第三小委員会 農林水産部会・建設部会

鶴岡市	榎本政規		議 会
羽黒町	山口猛	新任	
櫛引町	菅原元		
朝日村	井上時夫		
温海町	富樫栄一		
鶴岡市	大瀧常雄		有識者
藤島町	富樫達喜		
羽黒町	呼野祝二		
三川町	鈴木正士		
朝日村	渡部長和		